

本文書は、EU 理事会の 2013 年 1 月 11 日付け文書 [16351/12](#) 及び同 29 日付け文書 [16351/12 COR.1](#) に掲載された「統一特許裁判所に関する協定」を和訳したものです。

本文書は、参照用のための仮訳であり、最終的な内容の確認、照会はその原文において行われるようお願いいたします。本仮訳が原文と相違する場合は、全て原文が優先します。JETRO は、本仮訳を利用したことによるいかなる損害に対しても、責任を負いません。

統一特許裁判所に関する協定

加盟国は、

特許分野における欧州連合の加盟国間の協力が、欧州における統合プロセス、特に商品及びサービスの自由な流通を特徴とする欧州連合内の域内市場の確立及び域内市場における競争が歪められないことを確保する制度の構築に重大な貢献をすることを考慮して、

特許に係る市場が分断されていること及び国内の裁判制度に著しい相違があることが、技術革新、特に特許権を行使し、根拠のない申立て及び取消されるべき特許に基づく申立てに対して防御することが困難な中小企業にとっては有害であることを考慮して、

欧州連合の全加盟国が批准している欧州特許条約（以下、「EPC」）に、欧州特許庁が欧州特許を付与する単一の手続が定められていることを考慮して、

規則(EU) No 1257/2012¹により、特許権者は、強化された協力に参加している欧州連合の加盟国において単一的特許保護を取得するために、その欧州特許に関して単一的効力を請求できることを考慮して、

特許権の行使並びに根拠のない申立て及び取消されるべき特許に対する防御を改善し、かつ、特許権の侵害及び有効性に関する訴訟に係る統一特許裁判所を創設することにより法的安定性を強化することを求めて、

統一特許裁判所が、迅速で質の高い決定が下されることを確保し、権利者その他の当事者の利益との公平なバランスをとり、さらに比例性及び柔軟性の必要を考慮に入れて考案されることを考慮して、

統一特許裁判所が締約国に共通する裁判所になるべきであり、したがって、その司法制度の一部になり、EPC の条項に基づき付与された欧州単一効特許及び欧州特許に関して専属管轄権を有することを考慮して、

欧州連合の司法裁判所が、欧州連合の法秩序の統一性及び欧州連合法の最優先性を確保すべきことを考慮して、

¹ 単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する 2012 年 12 月 17 日欧州議会及び理事会規則(EU) No 1257/2012 (OJEU L 361, 31.12.2012, p.1)（後続の改正を含む）

欧州連合に関する条約（TEU）第4条（3）に規定する誠実な協力の義務、並びに、統一特許裁判所を通じて、各領域における欧州連合法の完全な適用かつ尊重及び当該法に基づく個人の権利の司法上の保護を確保する義務を含む、TEU及び欧州連合の機能に関する条約（TFEU）に基づく締約国の義務を想起して、

国内裁判所と同様に、統一特許裁判所は欧州連合法を尊重及び適用し、かつ、欧州連合司法裁判所と協力して欧州連合法の監視者として、その正確な適用及び統一的解釈を確保しなければならないこと、また、統一特許裁判所は、欧州連合の判例法に依拠し、TFEU第267条に従って先決裁定を要請することで、欧州連合法を適切に解釈する上で特に欧州連合の司法裁判所と協力しなければならないことを考慮して、

締約国は、契約によらない責任に関する欧州連合司法裁判所の判例法に従って、統一特許裁判所による欧州連合法の侵害（欧州連合司法裁判所の先決裁定を要請しなかったことも含まれる）により生じた損害について責任を負うべきことを考慮して、

欧州連合司法裁判所の先決裁定を要請しなかったことを含む、統一特許裁判所による欧州連合法の侵害の責任が直接締約国に帰属し、そのために、欧州連合法の最優先性及び適切な適用の尊重を確保するためにいずれの締約国に対してもTFEU第258条、第259条及び第260条の規定に基づき侵害訴訟を提起することができることを考慮して、

TEU、TFEU、欧州連合基本権憲章、欧州連合司法裁判所により創出された欧州連合法の一般原則で特に裁判所における実効的な救済及び独立した公平な裁判所において合理的な期間内に公正かつ公開の審理を受ける権利、欧州連合司法裁判所の判例法、並びに欧州連合派生法を含む、欧州連合法の最優先性を想起して、

欧州連合のいずれの加盟国も本協定に加盟できること、また、単一特許保護の創設の領域に関する強化された協力に参加しないことを決定した加盟国もその該当する領域に関して付与された欧州特許について本協定に加盟できることを考慮して、

本協定が2014年1月1日、又は批准証書又は加盟証書を預託した締約国が、本協定の署名が行われた年の前年に有効であった欧州特許件数が最も多い3の欧州連合加盟国を含むことを条件として13番目の批准証書若しくは加盟証書の預託日から4月が経過した最初の日、あるいは、本協定との関係において規則（EU）1215/2012²の改正が効力を生じた日から4月が経過した最初の日、いずれか最も遅い日に効力を生じることを考慮して、

² 民事及び商事事件における裁判管轄及び執行に関する2012年12月12日欧州議会及び理事会規則（EU）No 1215/2012（OJEU L 351, 20.12.2012, p. 1）（後続の改正を含む）

以下のとおり、合意した。

第 I 部 – 一般的及び機構的条項

第 I 章 – 一般条項

第 1 条

統一特許裁判所

本協定により、欧州特許及び欧州単一効特許に関連した訴訟を解決するための統一特許裁判所を創設する。

統一特許裁判所は、締約国に共通の裁判所であるものとする。従って、締約国の国内裁判所と同様に、欧州連合法に基づく義務に服する。

第 2 条

定義

本協定においては、

- (a) 「本裁判所」とは、本協定により創設される統一特許裁判所を意味する。
- (b) 「加盟国」とは、欧州連合の加盟国を意味する。
- (c) 「締約国」とは、本協定の当事者である加盟国を意味する。
- (d) 「EPC」とは、全ての修正を含む 1973 年 10 月 5 日欧州特許の付与に関する条約を意味する。
- (e) 「欧州特許」とは、EPC の条項に基づき付与される特許で、規則(EU) No 1257/2012 により単一効力から恩恵を受けないものを意味する。
- (f) 「欧州単一効特許」とは、EPC の条項に基づき付与される特許で、規則(EU) No 1257/2012 により単一効力から恩恵を受けるものを意味する。
- (g) 「特許」とは、欧州特許及び／又は欧州単一効特許を意味する。
- (h) 「補完的保護証明書」とは、規制(EC)第 469/2009³又は規制(EC)第 1610/96⁴に

³医薬品の補完的保護証明書に関する 2009 年 5 月 6 日欧州議会及び理事会規制(EC)第 469/2009, (OJEU L 152, 16.6.2009, p.1.) (後続の改正を含む)

基づき付与される，補完的保護証明書を意味する。

- (i) 「裁判所規程」とは，本協定の不可分の一部であって，付属資料 I に規定される本裁判所の規程を意味する。
- (j) 「手続規則 (Rules of Procedure)」とは，第 41 条に従い定められる本裁判所の手続規則を意味する。

第 3 条

適用範囲

本協定は，以下のいずれに対しても適用される。

- (a) 欧州単一効特許
- (b) 特許により保護された製品に対して発行される補完的保護証明書
- (c) 第 83 条の権利を侵害せずに，本協定の発効日にまだ失効していない欧州特許，又はその日付後に付与された欧州特許
- (d) 第 83 条の権利を侵害せずに，本協定の発効日に出願中である，又はその日よりも後に出願された欧州特許出願

第 4 条

法的資格

- (1) 本裁判所は，各締約国において法人格を有し，当該国の法律に基づく法人に付与される最も広範囲の法的資格を享受する。
- (2) 本裁判所は，裁判所規程に従い選出される控訴裁判所の長官により代表される。

⁴ 植物保護製品補完証明書の作成に関する1996年7月23日欧州議会及び理事会規制 (EC) 第 1610/96, (OJEC L 198, 8.8.1996, p.30) (後続の改正を含む)

第 5 条

賠償責任

- (1) 本裁判所の契約責任は、該当する場合は規則(EC)第 593/2008⁵（ローマ I）に従い、又は裁判所が所在する締約国の法律の下で、当該契約に適用される法律に準拠する。
- (2) 本裁判所又はその職員がその義務を履行中に引き起こした損害に関する本裁判所の非契約的賠償責任は、規則(EC)第 864/2007⁶（ローマ II）の意味における民事・商事事項ではない限りにおいて、当該損害が生じた締約国の法律に準拠する。本条項は、第 22 条の適用を妨げない。
- (3) 第 2 項における紛争の解決は、損害が発生した締約国の裁判所が管轄する。

第 II 章 — 機構的条項

第 6 条

本裁判所

- (1) 本裁判所は、第一審裁判所、控訴裁判所及び登記部から構成される。
- (2) 本裁判所は、本協定により任命された役割を遂行する。

第 7 条

第一審裁判所

- (1) 第一審裁判所は、中央部、地方部及び地域部から構成される。
- (2) 中央部は、パリに所在し、その支部をロンドン及びミュンヘンに置く。中央部の訴訟は、本協定の不可分の一部である付属資料 II に従って、分配される。
- (3) 地方部は、締約国が裁判所規程に従い要請した場合に、当該締約国において設立される。地方部を設立する締約国は、その所在地を指定する。
- (4) 追加の地方部は、特定の締約国において、発効日以前又は発効日後の連続する 3 年間で、1 暦年に 100 件を超える侵害訴訟が開始された場合において、当該締約

⁵ 契約義務に適用される法に関する 2008 年 6 月 17 日欧州議会及び理事会規制（ローマ I）（EC）第 593/2008, (OJEU L 177, 4.7.2008, p.6)（後続の改正を含む）

⁶ 非契約義務に適用される法に関する 2007 年 7 月 11 日欧州議会及び理事会規制（ローマ II）（EC）第 864/2007, (OJEU L 199, 31.7.2007, p.40)（後続の改正を含む）

国の要請があったときに設立される。締約国 1 ヶ国における地方部の数は 4 ヶ所を超えてはならない。

- (5) 地域部は、複数の締約国が、裁判所規程に従い要請した場合に、当該複数締約国のために設立される。そのような締約国は、当該地域部の所在地を指定しなければならない。地域部は、複数の場所で訴訟を審理することができる。

第 8 条

第一審裁判所の合議体の構成

- (1) 第一審裁判所の合議体は、多国籍の構成とする。本条(5)及び第 33 条(3)(a)に規定される場合を除き、合議体は 3 名の判事で構成されるものとする。
- (2) 本協定の効力発生前又は効力発生後の連続した 3 年間に於いて開始された特許訴訟件数が 1 暦年に平均 50 件未満の締約国の地方部の合議体は、当該地方部を設立した締約国の国籍を持つ法律系判事 1 名、及び、当該締約国の国籍を持たず、第 18 条(3)に従い案件毎に判事プールから指定される法律系判事 2 名の構成とする。
- (3) 第 2 項にかかわらず、本協定の効力発生前又は効力発生後の連続した 3 年間に於いて、1 暦年の特許訴訟件数が平均 50 件を超える締約国の地方部の合議体は、当該地方部を設立した締約国の国籍を持つ法律系判事 2 名、及び、当該締約国の国籍を持たず、第 18 条(3)に従い判事プールから指定される法律系判事 1 名の構成とする。その 3 番目の判事は、業務負荷の高い地方部の効率性の高い機能のために必要である場合には、長期的に当該地方部に勤務するものとする。
- (4) 地域部の合議体は、当該締約国の国籍を有する法律系判事 2 名、及び、当該締約国の国籍を持たず、第 18 条(3)に従い、判事プールから指定される法律系判事 1 名の構成とする。
- (5) 地方部又は地域部の合議体は、当事者の一方の要請に基づき、第 18 条(3)に従い、判事プールから、該当する技術分野の資格及び経験を有する追加の技術系判事を割り当てるよう第一審裁判所の長官に要請する。さらに、地方部又は地域部のいずれの合議体も、適切な場合において、当事者らへの聴取の後に、自発的にそのような要請を行うことができる。

そのような技術系判事が割り当てられた場合、第 33 条 (3) (a)に基づいてさらに技術系判事を指名する必要はない。

- (6) 中央部の合議体は、異なる締約国の国籍を有する法律系判事 2 名、及び、該当技術分野における資格及び経験を有し、第 18 条(3)に従い、判事プールから割り当てられる技術系判事 1 名の構成とする。ただし、第 32 条(1)(i)に基づく提訴を審

理する中央部の合議体は、異なる締約国の国籍を有する法律系判事 3 名の構成とする。

- (7) (1)から(6)までの規定にかかわらず、かつ、手続規則に従い、当事者らは、自らの訴訟が、1名の法律系判事に審理されることに同意することができる。
- (8) 第一審裁判所の合議体は、法律系判事を議長とする。

第 9 条

控訴裁判所

- (1) 控訴裁判所の合議体は 5 名の多国籍の判事から構成されるものとする。控訴裁判所の合議体は、異なる締約国の国籍を有する法律系判事 3 名と該当技術分野の資格及び経験を有する技術系判事 2 名の構成とする。当該技術系判事は、控訴裁判所の長官により、第 18 条に従い判事プールから指定される
- (2) 第 1 項の規定にかかわらず、第 15 条(1)(g)に基づく提訴を審理する合議体は、異なる締約国の国籍を有する法律系判事 3 名の構成とする。
- (3) 控訴裁判所の合議体は、法律系判事を議長とする。
- (4) 控訴裁判所の合議体は、裁判所規程に従い設置される。
- (5) 控訴裁判所は、ルクセンブルクに所在する。

第 10 条

登記部

- (1) 登記部は、控訴裁判所の所在地に設置されるものとする。登記部は、登記官が管理し、裁判所規程に従って登記部に割り当てられた職務を遂行する。登記部は、本協定及び手続規則に定める条件に服した上で公設とする。
- (2) 第一審裁判所のすべての部に、下位登記部を設置する。
- (3) 登記部は、本裁判所にて係争中のすべての訴訟記録を保管する。申立が行われた場合、該当する下位登記部は、各事件を登記部に通知する。
- (4) 本裁判所は、裁判所規程第 22 条に従い登記官を指名し、当該登記官の職務を支配する規則を定める。

第 11 条

委員会

本協定の効果的な実施と運営を確実にするために、管理委員会、予算委員会、諮問委員会を設立する。これらの委員会は、特に、本協定及び裁判所規程により予見される職務を実行する。

第 12 条

管理委員会

- (1) 管理委員会は、各締約国の代表者 1 名ずつで構成される。欧州委員会は、管理委員会の会合にオブザーバーとして出席する。
- (2) いずれの締約国も 1 票を有する。
- (3) 管理委員会は、本協定又は裁判所規程が別途定める場合を除き、代表者が存在する締約国による 4 分の 3 の多数決をもって議決を行う。
- (4) 管理委員会は、その手続規則を採択する。
- (5) 管理委員会は、その委員の中から議長を選出する。任期は 3 年とし、更新可能とする。

第 13 条

予算委員会

- (1) 予算委員会は、各締約国の代表者 1 名ずつで構成される。
- (2) いずれの締約国も 1 票を有する。
- (3) 予算委員会は、締約国の代表者の単純過半数によって議決を行う。ただし、予算の採択には締約国の代表者の 4 分の 3 の多数決を必要とする。
- (4) 予算委員会は、その手続規則を採択する。
- (5) 予算委員会は、その委員の中から議長を選出する。任期は 3 年とし、更新可能とする。

第 14 条

諮問委員会

- (1) 諮問委員会は次のことを行う。
 - (a) 本裁判所の判事の指名準備において、管理委員会を補佐する。
 - (b) 第 19 条に規定される判事のための研修の枠組みのガイドラインについて、裁判所規定第 15 条に規定される理事会への提案を行う。
 - (c) 第 48 条(2)に規定される資格要件に関して管理委員会に意見を提出する。
- (2) 諮問委員会の構成は、特に優れていると認められる能力を有する特許専門の判事、並びに特許法及び特許訴訟の実務家により構成される。それらの者たちは、裁判所規程に定める手続に従い 6 年の任期で指名され、再任が可能である。
- (3) 諮問委員会の構成については、広範にわたる関連の専門知識を確保するとともに、各締約国を代表するものでなければならない。諮問委員会の委員は、自らの職務の遂行において完全に独立しており、いかなる指示によっても拘束されない。
- (4) 諮問委員会は、その手続規則を採択する。
- (5) 諮問委員会は、その委員の中から議長を選出する。任期は 3 年とし、更新可能とする。

第 III 章 ー 本裁判所の判事

第 15 条

判事指名の適格基準

- (1) 本裁判所は法律系判事及び技術系判事の両方から構成される。これら判事は最高水準の能力と特許訴訟分野での実証済みの実績を有していなければならない。
- (2) 法律系判事は、締約国の司法官として指名される資格を有するものとする。
- (3) 技術系判事は、技術分野における学位及び実績を有さなければならない。技術系判事は、民法及び特許訴訟に関連する手続に関して実証済みの知識も有するものとする。

第 16 条

指名手続

- (1) 諮問委員会は、裁判所規程に従い、本裁判所の判事として指名されるのに特にふ

さわしい候補者の名簿を作成する。

- (2) この名簿に基づき、管理委員会が、共通の合意に基づき行動する本裁判所の判事を指名する。
- (3) 指名に関する実施条項は、裁判所規程に定めるものとする。

第 17 条

司法の独立性と公平性

- (1) 本裁判所、その判事及び登記官は、司法の独立性を享受する。判事は、その職務の遂行において、いかなる指示によっても拘束されない。
- (2) 本裁判所の常任判事である法律系判事及び技術系判事は、管理委員会により例外が認められる場合を除き、有給であるか否かを問わず、いかなる他の職業にも従事してはならない。
- (3) (2)に関わらず、判事としての職務の遂行は、国内レベルにおける他の司法的職務の遂行を排除しない。
- (4) 本裁判所の非常任判事である技術系判事の職務の遂行は、利益相反がない限り、その他の職務の遂行を排除しない。
- (5) 利益相反がある場合には、判事は訴訟手続きに参加してはならない。利益相反に関する規則は、裁判所規程に定めるものとする。

第 18 条

判事プール

- (1) 判事プールは、裁判所規程に従い設置される。
- (2) 判事プールは、本裁判所の常任判事又は非常任判事である、第一審裁判所のすべての法律系判事及び技術系判事から構成される。判事プールは、技術分野ごとに資格と経験を備えた技術系判事を少なくとも 1 名含む。判事プールの技術系判事は、控訴裁判所にも登用することができる。
- (3) 本協定又は裁判所規程の定めがある場合には、判事プールの判事は、第一審裁判所の長官により、該当する裁判所に割り当てられる。判事の割り当ては、当該判事の法的又は技術的専門知識、言語能力及び関連の経験に基づいて行われる。判事の割り当てにより、第一審裁判所のすべての合議体において、等しく質の高い

職務内容、及び等しく高水準の法的・技術的専門知識が確保されなければならない。

第19条

研修の枠組み

- (1) 利用可能な特許訴訟の専門知識を向上、増強させるために、かつ、そのような特定の知識及び経験が広範な地域に確実に行き渡るように、判事のための研修の枠組みを設定し、その詳細内容は裁判所規程に従う。当該枠組みの施設はブタペストに置く。
- (2) 研修の枠組みは、特に次の点を重視する。
 - (a) 国内の特許裁判所又は第一審裁判所の各部において、多くの特許訴訟の審理を経験するインターンシップ
 - (b) 言語能力の向上
 - (c) 特許法の技術的側面
 - (d) 技術系判事への民事訴訟の知識及び経験の伝達
 - (e) 判事候補の準備
- (3) 研修の枠組みにより継続的な研修を提供する。特許法の発展について討議し、本裁判所の判例法の一貫性を確保するために、本裁判所のすべての判事間で定期会合を開催する。

第IV章 一 欧州連合法の最優先性、各締約国の義務と責任

第20条

欧州連合法の最優先性と尊重

本裁判所は、欧州連合法を全体として適用し、その最優先性を尊重する。

第21条

先決裁定の要請

本裁判所は、締約国に共通の裁判所、かつ、その司法制度の一部として、欧州連合司法

裁判所と協力し、国内裁判所と同様に、特に欧州連合運営条約第 267 条に従い、欧州連合法の適切な適用と統一的解釈を確実に実行する。欧州連合司法裁判所の決定は本裁判所に対して拘束力を有する。

第 22 条

欧州連合法の侵害により発生した損害の賠償責任

- (1) 締約国は、当該締約国の裁判所が欧州連合法に違反した場合に生じる損害に関する加盟国の非契約的賠償責任を定める欧州連合法に従い、控訴裁判所による欧州連合法の侵害により生じた損害について連帯責任を負う。
- (2) そのような損害の補償を求める訴訟は、請求者が居所や主な事業所を有する、又は、居所や主な事業所を有しない場合には事業所を有する締約国に対して、当該締約国の管轄当局に提起される。請求者が、締約国に居所や主な事業所を有していない場合、又は、居所や主な事業所を有していない場合には事業所を有していない場合、そのような訴訟は、控訴裁判所が所在している締約国の管轄当局に提起することができる。

管轄当局は、欧州連合法又は本協定によって規定されていないあらゆる疑問に対して、国際司法を例外として、法廷地法を適用する。請求者は、当該訴訟を起こした相手である締約国の裁判所により判決がなされた損害賠償金全額を取得する権利を有する。

- (3) 賠償金を支払った締約国は、第 37 条(3)及び(4)に従って設けられた按分の拠出金を他の締約国から受け取る権利を有する。本項に基づく締約国の拠出金に関する詳細な規則は、管理委員会が決定するものとする。

第 23 条

締約国の責任

本裁判所の訴訟は、欧州連合運営条約第 258 条、259 条及び 260 条の目的のためによるものを含め、各締約国に対して個別に、及びすべての締約国に対して集合的に、直接帰属する。

第 V 章 — 法律の出所及び実体法

第 24 条

法律の出所

- (1) 本協定に基づき本裁判所に審理が求められた場合、第 20 条に完全に従い、本裁判所は以下に基いて判決を下す。
 - (a) 規則(EU) No 1257/2012 及び規則(EU) No 1260/2012⁷を含む欧州連合法
 - (b) 本協定
 - (c) EPC
 - (d) 特許に適用可能で、かつすべての締約国を拘束する他の国際条約；及び
 - (e) 国内法
- (2) 本裁判所が、関連する場合には非締約国の法律を含む国内法に基づいて判決を下す場合、適用法は、
 - (a) 国際私法規則を含む欧州連合法の直接適用可能な条項により、又は
 - (b) 欧州連合法に直接適用可能な条項がない場合又は欧州連合法が適用されない場合には、国際私法規則に基づく国際文書により；又は
 - (c) (a)及び(b)に規定する条項がない場合には、本裁判所が決定する国際私法に関する国内の条項により、決定される。
- (3) 非締約国の法律は、特に第 25 条から第 28 条、第 54 条、第 55 条、第 64 条、第 68 条、第 72 条に関連して、(2)に規定される規則の適用によって指定されるときに、適用されるものとする。

第 25 条

発明の直接使用を防ぐ権利

特許は、その所有者に対し、第三者が所有者の同意なしに以下を行うことを防ぐ権利を付与する。

- (a) 当該特許の対象となる製品の製造、提供、市場での販売又は使用、又は、そのような目的での輸入もしくは保管。

⁷ 単一特許保護の創設領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語取決めに關する 2012年 12月 17日 欧州議會及 び 理事会規則(EU) No 1260/2012 (OJEU L 361, 31.12.2012, p.89) (後続の改正を含む)

- (b) 特許の対象である方法を使用すること，又は第三者が，特許所有者の同意なしにその方法を使用することを知りながら，又は知っているべき状況にありながら，当該特許が効力を有する締約国の領域において当該方法の使用を提供すること。
- (c) 当該特許の対象である方法により直接取得される製品の提供，市場での販売，使用，又は，そのような目的での輸入もしくは保管。

第 26 条

発明の間接使用を防ぐ権利

- (1) 特許は，その所有者に対し，当該特許が効力を有する締約国の領域において，第三者が，所有者の同意なく，特許を受けた発明を利用する権利を有する当事者以外の者に，当該発明の本質的要素に関連する手段を，それを機能させるために，その手段が適切であり，当該発明を実際に機能させることを意図していることを知りながら，又は当然知っている状況で，供給すること又は供給を申し出ることを防ぐ権利を付与する。
- (2) (1)は，当該手段が基本的な商業製品である場合には適用されない。ただし，第三者が，当該手段を供給された者が第 25 条により禁じられている行為を実行するよう誘導した場合を除く。
- (3) 第 27 条(a)から(e)までに規定される行為を実行する者は，(1)の意味における当該発明を利用する権利を与えられた者とはみなされない。

第 27 条

特許の効力の限度

特許により付与される権利は，以下には適用されない：

- (a) 個人的にかつ非商業目的で行われる行為；
- (b) 特許された発明の主題事項に関連して実験を目的として行われる行為；
- (c) 育種，又は他の植物品種の発見及び開発の目的のための生物学的材料の使用；
- (d) 指令 2001/82/EC⁸の第 13 条(6)又は指令 2001/83/EC⁹の第 10 条(6)に従って許

⁸ 獣医学的製品についての欧州共同体規範 (Community code) に関する2001年11月6日欧州議会

可される, これらの指令のいずれかの意味における製品を対象とする特許に関連する行為 ;

- (e) 処方箋に従って薬局で医薬品を個別にその場で調合する行為, 又はそのようにして調合された医薬品に関する行為 ;
- (f) 特許が効力を有する締約国以外の, 産業財産権の保護に関する同盟 (パリ同盟) 加盟国, 又は世界貿易機関の加盟国の船舶に乗船中, そのような船舶が, 一時的に又は偶然に, 締約国の海域に入ったときに当該船舶の船体, 機械, 用具, ギアその他の付属品における特許を取得した発明の使用。ただし, 当該発明は当該船舶の必要のためにのみ使用されるものとする ;
- (g) 特許が効力を有する締約国以外の, 産業財産権の保護に関する同盟 (パリ同盟) 加盟国, 又は世界貿易機関の加盟国の飛行機, 陸上車両又はその他の輸送手段の建造又は操作, 又はそのような飛行機もしくは陸上用車両の付属品について, それらが一時的又は偶然に締約国の領域に入ったときにおける, 特許を取得した発明の使用 ;
- (h) 1944 年 12 月 7 日国際民間航空条約第 27 条¹⁰に定める行為であって, 当該行為が, その特許が有効である締約国以外の同条約加盟国の飛行機に関わる場合 ;
- (i) 農業従事者が, 自らの穀物製品を自身の保有分の繁殖, 増殖のために使用する場合。ただし, 繁殖用野菜については, 特許所有者が農業目的のために, 販売その他の方法で商品化したか, 又は, 当該農業従事者に同意を与えていなければならない。使用の範囲及び詳細な方法は, 規則(EC)第 2100/94¹¹の第 14 条に定める ;
- (j) 農業従事者が農業目的で保護された家畜を使用する場合。ただし, 飼育用の動物その他の動物繁殖用素材は, 特許所有者が当該農業従事者に販売したか, その他の方法で商品化したもの, 又は特許所有者の同意を得てそれを行ったものでなければならない。そのような使用法には, 当該農業者の農業活動目的での当該動物その他の動物繁殖用素材の提供が含まれるが, 商業的な繁殖活動の枠組みの一部としての, 又はそのような目的での販売は含まれない ;

及び理事会指令2001/82/EC (OJEC L 311, 28.11.2001, p.1) (後続の改正を含む)

⁹ 人体に使用する医薬品についての欧州共同体規範 (Community code) に関する欧州議会及び理事会の2001年11月6日指令2001/83/EC (OJEC L 311, 28.11.2001, p.67) (後続の改正を含む)

¹⁰ 国際民間航空機関(ICAO)「シカゴ条約」, 文書 7300/9 (2006年, 第9版)

¹¹ 欧州共同体の植物品種保護権に関する 1994 年 7 月 27 日理事会規制 (EC) 第 2100/94 (OJEC L 227, 1.9.1994, p.1) (後続の修正を含む)

- (k) 理事会指令 2009/24/EC¹²の第 5 条及び第 6 条, 特に逆コンパイル及び相互運用性に関する条項により許される行為及び取得した情報の使用 ; 及び
- (l) 指令 98/44/EC¹³第 10 条に従い許されている行為。

第 28 条

発明の先使用に基づく権利

ある発明について締約国の国内特許が付与されていた場合に, 当該発明の先使用に基づく権利又は当該発明の個人的占有の権利を有していたであろう者は, 当該締約国においては同じ発明の特許に関して同様の権利を享受する。

第 29 条

欧州特許によって与えられる権利の消尽

欧州特許によって与えられる権利は, 特許権者又はその同意により当該製品が欧州連合内の市場に置かれた後は, 特許権者が当該製品のさらなる商業化を認めない合理的な根拠がない限り, 当該特許によってカバーされる製品に関する行為に及ばない。

第 30 条

補完的保護証明書の効果

補完的保護証明書は, 当該特許によって与えられるのと同様の権利を与え, 同様の制限と同様の義務に服する。

第 VI 章－国際裁判管轄及び管轄権

第 31 条

¹² コンピュータ・プログラムの法的保護に関する 2009 年 4 月 23 日欧州議会及び理事会指令 2009/24/EC (OJEU L 111, 05/05/2009, p.16) (後続の修正含む)

¹³ バイオテクノロジー関連の発明の法的保護に関する 1998 年 7 月 6 日欧州議会及び理事会指令 98/44/EC (OJEC L 213, 30.7.1998, p.13) (後続の修正含む)

国際裁判管轄

本裁判所の国際裁判管轄は、規則(EU) No 1215/2012 に従い、又は該当する場合には、民事及び商事事件における裁判管轄及び執行に関する条約(ルガノ条約)¹⁴に基づいて、設定される。

第 32 条

裁判所の管轄権

- (1) 本裁判所は以下について、専属管轄を有する：
 - (a) 特許及び補完的保護証明書の実際の侵害又は侵害のおそれに関する訴訟、及びライセンスに関する反訴を含む関連の防御；
 - (b) 特許及び補完的保護証明書の非侵害確認のための訴訟；
 - (c) 暫定措置及び保護的措置並びに差止命令を求める訴訟；
 - (d) 特許の取消及び補完的保護証明書の無効の確認のための訴訟；
 - (e) 特許の取消及び補完的保護証明書の無効の確認のための反訴；
 - (f) 公表された欧州特許出願により付与される暫定的保護から得られる損害賠償又は補償を求める訴訟；
 - (g) 特許が付与される前の発明の使用又は発明の先使用に基づく権利に関連する訴訟；
 - (h) 規則(EU) No 1257/2012 第 8 条に基づくライセンスの補償に関する訴訟；
 - (i) 規則(EU) No 1257/2012 第 9 条に規定される業務の実行における欧州特許庁の決定に関する訴訟。
- (2) 締約国の国内裁判所は、本裁判所の専属管轄に該当しない特許関連訴訟については引き続き管轄権を有する。

第 33 条

第一審裁判所の各部の管轄権

¹⁴ 2007 年 10 月 30 日にルガノでなされた、民事及び商事事件における裁判管轄及び執行に関する条約（後続の改正を含む）

(1) 本条(7)に規定される場合を除き、第 32 条(1)(a), (c), (f)及び(g)に規定される訴訟は、以下に提起される：

- (a) 実際の侵害又は侵害のおそれが発生するかその可能性がある締約国に設置されている地方部又は当該締約国が参加している地域部；又は
- (b) 被告、又は、被告が複数の場合には被告のうちの 1 名が、居所又は主な事業所を有しているか、又は居所や主な事業所が存在しない場合には、事業所を有している締約国が設置した地方部又は当該締約国が参加している地域部。複数の被告に対する訴訟は、被告同士が商業的関係を有し、かつ、当該訴訟が同一の被疑侵害に関する場合においてのみ、提起することができる。

第 32 条(1)(h)に規定される訴訟は、本項(b)に従って地方部又は地域部に提起される。

締約国の領域外に、居所又は主な事業所を有しているか、又は居所又は主な事業所が存在しない場合には、事業所を有している被告に対する訴訟は、本項(a)に従って地方部又は地域部に提起されるか、もしくは、中央部に提起される。

当該締約国に地方部がない場合又は地域部に参加していない場合には、訴訟は中央部に提起される。

(2) 第 32 条(1)(a), (c), (f), (g)又は(h)に規定される訴訟が第一審裁判所に係属しているときは、同一の特許に関する同一の当事者による第 32 条(1)(a), (c), (f), (g)又は(h)に規定される訴訟は他の部へ提起することができない。

第 32 条(1)(a)に規定される訴訟が地域部に係属していて、侵害が 3 以上の地域部の領域で発生しているときは、当該地域部は被告の要請に基づき、中央部へ事件を付託する。

同一の特許に関する同一の当事者による訴訟が複数の異なる部に提起されるときは、最初に審理を行った部が全体の事件に対して管轄権を有し、後に審理を行うあらゆる部は、手続規則に従い、訴訟が認められないことを宣言する。

(3) 第 32 条(1)(a)に規定される侵害訴訟において、第 32 条(1)(e)に規定される特許の取消を求める反訴を提起することができる。該当する地方部又は地域部は、当事者らへの聴取の後、以下のいずれかを行う裁量を有する。

- (a) 侵害訴訟と取消の反訴の両方を続行し、第 18 条(3)に従って、第一審裁判所の長官に、判事プールから該当技術分野の資格及び経験を有する技術系判事の割り当てを要請する。
- (b) 中央部に反訴の判決を付託し、侵害訴訟を停止又は続行する。
- (c) 当事者の了解を得て、中央部に訴訟についての判決を付託する。

- (4) 第 32 条(1)(b)及び(d)に規定される訴訟は、中央部に提起される。ただし、第 32 条(1)(a)に規定される侵害訴訟が、同一の特許に関して同一の当事者間で、地方部又は地域部に対して提起されている場合、これらの訴訟は同じ地方部又は地域部にのみ提起することができる。
- (5) 第 32 条(1)(d)に規定される取消訴訟が中央部において係属しているときは、同一の特許に関する同一の当事者間の第 32 条(1)(a)に規定される侵害訴訟は、本条(1)に従い、どの部に対して提起されてもよく、中央部に提起されてもよい。該当する地方部又は地域部は、本条(3)に従い訴訟を続行する裁量を有する。
- (6) 第 32 条(1)(b)に規定される中央部で係属中の非侵害宣言についての訴訟は、同一の当事者間又は排他的ライセンス保有者と非侵害宣言を要請している当事者間の、同一の特許に関連する第 32 条(1)(a)に規定される侵害訴訟が、中央部における当該訴訟開始日から 3 月以内に地方部又は地域部において開始された場合には、中止される。
- (7) 当事者は、中央部を含め、当事者が選択する部で第 32 条(1)(a)から(h)に規定される訴訟を提起することに同意することができる。
- (8) 第 32 条(1)(d)及び(e)に規定される訴訟は、欧州特許庁で申請人が異議申立の通知を行うことなく提起することができる。
- (9) 第 32 条(1)(i)に規定される訴訟は、中央部に提起される。
- (10) 当事者は、欧州特許庁において係属中の無効、限縮又は異議申立、及び、欧州特許庁における早期手続の要請について、本裁判所に知らせるものとする。本裁判所は、欧州特許庁から迅速な決定が期待できる場合には、訴訟手続を中止することができる。

第 34 条

判決の領土的効力

本裁判所の判決は、欧州特許の場合には欧州特許が効力を有する締約国の領土において効力を有する。

第 VII 章－特許の調停及び仲裁

第 35 条

特許の調停及び仲裁センター

- (1) 本協定により、特許の調停及び仲裁センター（「本センター」）を設立する。本センターは、リュブリャナ及びリスボンに所在する。
- (2) 本センターは、本協定の適用範囲内の特許紛争の調停及び仲裁のために施設を提供する。本センターの施設の利用を通じて達したいかなる和解にも、第 82 条が準用される。ただし、調停又は仲裁手続において、特許は、完全にもしくは部分的に無効とされない。
- (3) 本センターは、調停及び仲裁の規則を定める。
- (4) 本センターは、紛争の解決を行っている当事者を補佐するために調停者及び仲裁者の名簿を作成する。

第 II 部－財務条項

第 36 条

本裁判所の予算

- (1) 本裁判所の予算は、本裁判所自身の財務収益によって調達されるが、必要に応じて少なくとも第 83 条に規定される移行期間中については、締約国からの貢献によって調達される。予算は均衡させるものとする。
- (2) 本裁判所自身の財務収益は、裁判所の手数料その他の収益で構成される。
- (3) 本裁判所の手数料は、管理委員会が定められ、予め定義された上限を超える価値に基づく手数料と組み合わせられた、固定手数料によって構成される。本裁判所の手数料は、特に中小企業、小企業、自然人、非営利団体、大学、公的研究機関にとっての、司法に対する公正なアクセスの原則、関与した当事者にとっての経済的恩恵を認識した上での本裁判所に発生する費用に対する当事者の適正な貢献、及び財政の均衡した自己資金調達可能な裁判所という目標を確実に達成できる水準に設定する。裁判所の手数料水準は、管理委員会が定期的に見直す。中小企業及び小企業を対象とする支援手段が考慮される可能性もある。
- (4) 本裁判所が自身の資源により予算を均衡させることができない場合、締約国は、特別拠出金を送金する。

第 37 条

裁判所の資金調達

- (1) 本裁判所の運営費用は、裁判所規程に従って本裁判所の予算でまかなう。

地方部を設立する締約国は、その目的のために必要な設備を提供しなければならない。地域部を共有する締約国は、その目的のために必要な設備を共同で提供しなければならない。中央部とその支部、控訴裁判所が設置される締約国は、その目的のために必要な設備を提供しなければならない。本協定の発効日から開始される7年間の初期の移行期間においては、該当する締約国は、その職員規程の規定を除き、管理支援の職員を提供しなければならない。

- (2) 本協定の発効日において、締約国は、本裁判所設立に必要な当初拠出金を提供する。
- (3) 本協定の発効日から開始される7年間の初期の移行期間においては、発効日より前に批准又は加盟した各締約国による拠出金は、本協定の発効日においてその国の領域において有効な欧州特許の件数、及び、本協定の発効の前の3年間にその国の国内裁判所に提起された侵害訴訟又は取消訴訟に関連した欧州特許の件数に基づいて算出される。

同一の7年間の初期の移行期間において、発効日より後に批准又は加盟する欧州連合加盟国にとっては、拠出金は、批准日又は加盟日における批准又は加盟する欧州連合加盟国の領域において有効な欧州特許の件数、及び、批准又は加盟の前の3年間に批准又は加盟する欧州連合加盟国の国内裁判所に提起された侵害訴訟又は取消訴訟に関連した欧州特許の件数に基づいて算出される。

- (4) 本裁判所が自己資金調達可能となるべき7年間の初期の移行期間の終了の後、締約国による拠出金が必要となるときは、拠出金が必要となった時点における単一特許の更新手数料の分配比率に従って決定される。

第38条

判事の研修の枠組みの資金調達

判事の研修の枠組みのための資金は、本裁判所の予算でまかなう。

第39条

本センターの資金調達

本センターの運営費用は、本裁判所の予算でまかなう。

第III部 — 組織及び手続に関する条項

第1章 一般条項

第40条

裁判所規程

- (1) 裁判所規程は、本裁判所の組織及び機能の詳細を定める。
- (2) 裁判所規程は、本協定に添付される。裁判所規程は、本裁判所の提案又は本裁判所との協議を経た上での締約国の提案に基づき、管理委員会の決定により修正することができる。ただし、そのような修正は、本協定と矛盾してはならず、本協定を変更してはならない。
- (3) 裁判所規程は、本裁判所の機能が最も効率的かつ費用効果の高い方法で編成され、司法の公平な利用権が確保されるよう保証しなければならない。

第41条

手続規則

- (1) 手続規則は、本裁判所で行われる訴訟手続の詳細を定め、本協定及び裁判所規程に準拠するものとする。
- (2) 手続規則は、利害関係者との広範な協議を基に、管理委員会により採択される。手続規則の欧州連合法との適合性に関する欧州委員会の事前の見解が要請されるものとする。

手続規則は、本裁判所の提案に基づき、欧州委員会との協議後に、管理委員会の決定により修正することができる。ただし、そのような修正は、本協定又は裁判所規程と矛盾してはならず、本協定又は裁判所規程を変更してはならない。

- (3) 手続規則は、本裁判所の判決が最も質の高いものであること、及び最も効率的かつ費用対効果の高い方法で手続が設けられていることを保証しなければならない。手続規則は、すべての当事者の合法的な利益の公正なバランスを確保しなければならない。また、手続規則は、手続に関する当事者の予測可能性を損なうことなく、判事に必要な裁量水準を定めるものとする。

第42条

比例性及び公正性

- (1) 本裁判所は、その重要性及び複雑性に見合った方法で訴訟に対処する。

- (2) 本裁判所は、本協定及び裁判所規程に定める規則、手続及び救済策が公正かつ平等な方法で利用され、競争を歪曲させないようにしなければならない。

第 43 条

訴訟の管理

本裁判所は、本裁判所に提起された訴訟について、訴訟当事者が主題及びその主張を裏付ける証拠を決定する自由を損なうことなく、手続規則に従い、積極的に管理する。

第 44 条

電子的手続

本裁判所は、手続規則に従い、当事者の提出物の電子的届け出、電子的形式での証拠の記載及び全般的な意思疎通のためのビデオ会議など、電子的手続を最大限に活用する。

第 45 条

公開訴訟

訴訟は、本裁判所が当事者の一方又はその他の影響を受ける者の利益のために、又は司法もしくは公共の秩序にとっての一般的利益のために必要な範囲について非公開にすると決定しない限り、公開されるものとする。

第 46 条

法的能力

いかなる自然人又は法人、あるいは、国内法に従って訴訟を開始する権利を有する法人と同等のいかなる機関も、本裁判所に対して訴訟の当事者となる能力を有する。

第 47 条

当事者

- (1) 特許の所有者は、本裁判所へ訴訟を提起する権利を有する。
- (2) 特許の排他的ライセンス保有者は、ライセンス契約に別途定めがある場合を除き、

特許の所有者と同様の方法で、本裁判所へ訴訟を提起する権利を有する。ただし、当該特許所有者が事前に通知を受けていなければならない。

- (3) 非排他的ライセンス保有者は、当該特許所有者が事前の通知を受け、且つライセンス契約により明示的に許可されている場合を除き、本裁判所へ訴訟を提起する権利を有さない。
- (4) 特許所有者は、ライセンス保有者が開始した訴訟において、当事者として参加する権利を有する。
- (5) ライセンス保有者が開始した侵害訴訟において、当該特許所有者がその訴訟に参加していない場合には、特許の有効性について争うことはできない。特許の有効性について争うことを希望する侵害訴訟の当事者は、特許所有者に対して訴訟を提起しなければならない。
- (6) その他のいかなる自然人又は法人、あるいはその国内法に従い訴訟を提起する権利を有するいかなる機関も、特許に関係している者は、手続規則に従い、訴訟を提起することができる。
- (7) いかなる自然人又は法人、あるいは、国内法に従い訴訟を提起する権利を有し、かつ、規則(EU) No 1257/2012 第9条に規定される業務を行う欧州特許庁の決定によって影響を受けるいかなる機関も、第32条(1)(i)に基づいて訴訟を提起する権利を有する。

第48条

代理

- (1) 当事者は、締約国の裁判所で実務を行うことを承認された弁護士を代理人とする。
- (2) 当事者は、もう一つの方法として、EPC 第134条に従い欧州特許庁において専門的代理人として行動する権利を有し、欧州特許訴訟証明のような適切な資格を有する欧州特許弁理士を代理人とすることができる。
- (3) (2)に従った資格要件は、管理委員会が設定する。本裁判所で当事者の代理人となる権利を有する欧州特許弁理士の名簿は、登記官が保管する。
- (4) 当事者の代理人は、手続規則に従い、本裁判所の審理において発言を許される弁理士等の付添人の補佐を受けることができる。
- (5) 当事者の代理人は、手続規則に定める条件に基づき、関係する当事者によって明示的に放棄されない限り、代理人及び当事者又は他のいかなる者との間のコミュニケーションに関して本裁判所の訴訟において、秘匿特権を含む、自らの職務を

独立的に実行するために必要な権利及び免責特権を享受する。

- (6) 当事者の代理人は、それと知りながら又は知るべき十分な理由があるにもかかわらず、本裁判所において、訴訟又は事実について不正確に述べないよう義務づけられる。
- (7) (1)及び(2)に従った代理は、第 32 条(1)(i)の下での訴訟においては要請されない。

第 II 章 － 手続言語

第 49 条

第一審裁判所の手続言語

- (1) 地方部又は地域部の手続言語は、欧州連合の公用語で、かつ、当該部を設置する締約国の公用語又は公用語の一つ、又は地域部を共有する締約国が指定する公用語であるものとする。
- (2) 第 1 項にもかかわらず、締約国は、その地方部又は地域部の手続言語として、欧州特許庁の公式言語の一つ又は複数を指定することができる。
- (3) 当事者は、審理権を有する合議体の承認を得ることを条件として、当該特許が付与されたときの言語を手続言語として使用することに同意することができる。合議体はその選択を承認しない場合、当事者は、当該訴訟を中央部に付託するよう要請することができる。
- (4) 当事者の合意に基づき、審理権を有する合議体は、利便性及び公正性を根拠として、特許が付与された言語の手続言語としての使用を決定することができる。
- (5) 当事者の一方の要請に基づき、他方の当事者及び審理権を有する合議体に聴取を行った後、第一審裁判所の長官は、公平性を根拠とし、かつ、特に被告の地位のような当事者らの地位を含むあらゆる関連する状況を考慮した上で、特許が付与された言語の手続言語としての使用を決定することができる。この場合、第一審裁判所の長官は、特別の翻訳及び通訳手配の必要性を評価する。
- (6) 中央部の手続言語は、当該特許が付与された言語とする。

第 50 条

控訴裁判所の手続言語

- (1) 控訴裁判所の手続言語は、第一審裁判所の手続言語とする。

- (2) (1)に関わらず、当事者は、当該特許が付与された言語の¹手続言語としての使用に合意することができる。
- (3) 例外的な場合において、かつ、適切とみなされる範囲において、控訴裁判所は、当事者の合意を前提として、締約国の他の公用語を当該訴訟の全部又は一部の²手続言語とすることができる。

第 51 条

その他の言語の手配

- (1) 第一審裁判所及び控訴裁判所の合議体は、適切とみなされる限りにおいて、翻訳の要請を不要とすることができる。
- (2) 一方の当事者の要請があり、適切とみなされる限りにおいて、第一審裁判所及び控訴裁判所のいかなる部も、該当する当事者の口頭審理を補佐するための通訳設備を提供する。
- (3) 第 49 条(6)に関わらず、特許侵害訴訟が中央部に提起された場合で以下に該当するときには、被告は、要請に応じて、居所又は主な事業所を有する締約国又は居所や主な事業所が存在しない場合は事業所を有する締約国の言語に翻訳した関連文書を取得する権利を有する：
 - (a) 第 33 条 (1)第 3 段落及び第 4 段落に従い、裁判管轄権が中央部に付託されており、及び
 - (b) 中央部の手続言語が、被告が居所又は主な事業所を有する欧州連合加盟国、又は居所や主な事業所が存在しない場合は事業所を有する欧州連合加盟国の公用語ではなく、及び
 - (c) 被告が手続言語に関する適切な知識を有していない場合。

第 III 章 — 本裁判所の訴訟手続

第 52 条

書面、暫定及び口頭による審理

- (1) 本裁判所における訴訟は、手続規則に従い、書面、暫定及び口頭の審理により構成される。すべての審理は、柔軟かつバランスのとれた方法で構成されるものとする。

- (2) 暫定審理については、書面による審理の後であって適切な場合には、合議体からの委任を受けて、主任判事として行動する判事が暫定審理を招集する責任を有する。当該判事は、特に、第 35 条に規定される本センターの施設を利用することによって、調停及び／又は仲裁を通じた和解の可能性を追求する。
- (3) 口頭審理は、当事者に自らの主張を適正に説明する機会を与える。本裁判所は、当事者の合意を得た場合には、口頭審理を免除することができる。

第 53 条

証拠方法

- (1) 本裁判所の訴訟手続においては、証拠を提供し、又は取得する方法として、特に以下のようなものがある：
 - (a) 当事者への審問；
 - (b) 情報の要請；
 - (c) 文書の作成；
 - (d) 証人への審問；
 - (e) 鑑定人の意見；
 - (f) 査察；
 - (g) 比較テスト又は実験；
 - (h) 書面による宣誓（宣誓供述書）。
- (2) 手続規則は、かかる証拠を取得するための手続を定める。証人及び専門家への質問は、本裁判所の管理の下で行われることとし、必要な内容に限定する。

第 54 条

立証責任

第 24 条(2)及び(3)に規定される場合を除き、事実の立証責任は、そのような事実に依拠する当事者が負う。

第 55 条

逆立証責任

- (1) 第 24 条 (2)及び(3)に規定される場合を除き、特許の主題が製品取得のための方法である場合、特許所有者の同意なしに生産された同一の製品は、反証が無い場合には、特許された方法により取得されたとみなされる。
- (2) 同一の製品が、当該方法によって製作された可能性が非常に高い場合において、当該特許所有者が、合理的な努力にもかかわらず、実際にそのような同一製品のために使用された方法を決定することができない場合にも、(1)で規定される原則が適用される。
- (3) 反対の例証提示においては、被告の製造及び営業の秘密を保護する合法的利益を考慮しなければならない。

第 IV 章 ー 本裁判所の権限

第 56 条

本裁判所の一般権限

- (1) 本裁判所は、本協定に定める手段、手続及び救済策を課すことができる。また、裁判所規程及び手続規則に従い、他の条件に従うことを前提として、命令を発出することができる。
- (2) 本裁判所は、当事者の利益について正当に考慮し、そのような命令の効果的実行と両立しない場合を除き、いかなる当事者に対しても、命令を行う前に審理を受ける機会を与える。

第 37 条

裁判所鑑定人

- (1) 本裁判所は、当事者が鑑定人の証拠を作成する可能性を損なうことなく、いつでも、訴訟の特定の側面について専門知識を提供する裁判所鑑定人を指名することができる。本裁判所は、訴訟において指名された裁判所鑑定人に対し、当該専門家が専門的助言を行うために必要なすべての情報を提供する。
- (2) この目的のために、本裁判所は、手続規則に従って鑑定人を表示した名簿を作成し、登記部がそれを保管する。
- (3) 裁判所鑑定人は、独立性と公平性を保証する。判事に適用可能な利益相反について定める裁判所規定第 7 条の規則は、裁判所鑑定人に対しても準用される。

- (4) 本裁判所に与えられた裁判所鑑定人の助言は、当事者に利用可能であり、当事者はそれに対して意見を述べることができる。

第 58 条

秘密情報の保護

訴訟の当事者又は第三者の営業秘密、個人情報その他の秘密情報を保護するため、又は証拠の濫用を防止するために、本裁判所は、本裁判所の訴訟における証拠の収集又は使用を制限又は禁止し、又は当該証拠の利用を特定の者に限定することができる。

第 59 条

証拠提出の命令

- (1) 主張を裏付けるのに十分な、合理的に入手可能な証拠を提示し、その主張の実証において、対立当事者又は第三者の管理下にある証拠を指定した当事者の要請に基づき、本裁判所は、秘密情報の保護を前提として、対立当事者又は第三者にそのような証拠の提出を命じることができる。かかる命令により自己負罪の義務を負うことはない。
- (2) 当事者の要請に基づき、本裁判所は、(1)に規定されるものと同一の条件に基づき、秘密情報の保護を前提として、対立当事者の管理下にある、銀行、金融又は商業に関する情報を提出するよう命令することができる。

第 60 条

証拠保全及び敷地査察の命令

- (1) 本裁判所は、訴訟手続開始前であっても、特許権が侵害された、又は侵害されつつあるとの主張を裏付ける合理的に入手可能な証拠を提示した当事者の申請を受けて、申し立てを受けた侵害に関連する証拠を保全するために迅速かつ有効な暫定的措置を命じることができる。
- (2) そのような措置には、詳細な説明書（見本を入手する場合、又は入手しない場合がある）、又は侵害している商品の物理的押収、及び適切な場合には、当該商品の生産及び／又は販売に使用された素材及び装置並びにそれらに関連する書類を含めることができる。
- (3) 本裁判所は、訴訟手続開始前であっても、特許権が侵害された、又は侵害されつ

つあるとの主張を裏付ける証拠を提示した当事者の申請を受けて、敷地の査察を命じることができる。そのような敷地の査察は、手続規則に従って本裁判所が指名する者が実施する。

- (4) 要請当事者は、敷地の査察に立ち会ってはならないが、独立した専門的実務家を立ち合わせることができる。ただし、かかる実務家の名前は、本裁判所の命令に記載されていなければならない。
- (5) 特に、措置の遅滞により特許所有者に回復不能な損害が発生する場合、又は証拠が隠滅されることを実証するに足るリスクが存在する場合には、必要な場合には、他の当事者を審問することなく、措置が講じられるものとする。
- (6) 証拠を保全するための措置が他の当事者を審問することなく採択された場合、これにより影響を受ける当事者は、遅滞なく、遅くとも当該措置実行後直ちに通知を受領するものとする。影響を受ける当事者の要請に応じて、当該措置の通知後合理的な期間内に、当該措置が変更、取消又は確認されるか否かを決定する目的で、審問を受ける権利を含め、審査を行う。
- (7) 証拠保全手段は、適切な保証、又は(7)に規定される被告が受けるあらゆる不利益の補償を確実にすることを目的とした同等の保障が、申請者によって預け入れられることを条件とする可能性がある。
- (8) 申立人が、31 暦日又は 20 営業日のいずれか長い方の期間、本裁判所で当該訴訟の本案に関する判決につながる手続を開始しなかった場合、被告の要請があったときには、本裁判所は、請求される損害賠償金を損なうことなく、証拠保全の措置が取り消され、又は無効とされることを確保する。
- (9) 証拠保全の措置が取り消された場合、又は申立人の作為不作為により失効した場合、又は特許の侵害もしくは侵害の恐れはなかったことが後日判明した場合、本裁判所は申立人に対し、被告の要請に応じ、当該措置により引き起こされた損害について適切な補償を被告に行うよう命じることができる。

第 61 条

資産凍結命令

- (1) 本裁判所は、訴訟手続開始前であっても、特許権が侵害された、又は侵害されつつあるとの主張を裏付ける合理的に入手可能な証拠を提示した当事者の申請を受けて、当事者に対し、本裁判所の管轄区域に存在する資産の管轄区域外への移転、又は、本裁判所の管轄区域に所在するか否かを問わずいかなる資産の取引について禁じることができる。

- (2) 第 60 条 (5)から(9)は、本条に規定される措置へ準用される。

第 62 条

暫定的及び保護的措置

- (1) 本裁判所は、差し迫った侵害を防ぐため、被疑侵害の継続を禁じるため、又はそのような侵害の継続について保証の預け入れを条件とするために、被疑侵害者に対して、又は被疑侵害者が利用している仲介サービスの提供者である第三者に対して、適切な場合には定期的な罰金の支払いを要するものとして、暫定的な差止命令を出すことができる。
- (2) 本裁判所は、当事者の利益を判断する裁量、及び、特にいずれの当事者についても差止命令の発出又は拒否の結果生じる潜在的損害を考慮する裁量を有する。
- (3) 本裁判所は、特許侵害が疑われている商品の押収又は没収を命じ、それらの商業経路への流入及び、商業経路における移動を防ぐことができる。損害を受けた当事者の損害の回復が危うくなる可能性が高い状況であることを実証した場合、本裁判所は、銀行口座その他の資産の封鎖など、侵害者として申し立てられている者の動産及び不動産を予防的に差し押さえることができる。
- (4) 本裁判所は、(1)及び(3)に規定される措置に関して、申立人が権利保有者であること、及び申立人の権利が侵害されているか、その侵害が切迫していることを納得できるだけの合理的証拠を提供するよう申立人に要求することができる。
- (5) 第 60 条 (5)から(9)は、本条に規定される措置に準用される。

第 63 条

終局的差止命令

- (1) 特許の侵害を認める判決の場合、本裁判所は、当該侵害の継続を禁ずることを目的とした差止命令を出すことができる。本裁判所はまた、自らの役務が第三者による特許侵害に利用されている仲介人に対しても、当該差止命令を出すことができる。
- (2) (1)に規定される差止の不順守が生じたときは、適切な場合には、本裁判所に対する定期的な罰金の支払いを要するものとする。

第 64 条

侵害訴訟における是正措置

- (1) 侵害を理由として損害を受けた当事者に支払われるべき賠償金を損なうことなく、かつ、いかなる補償もなしに、本裁判所は、申立人の要請があった場合、特許権を侵害していることが判明した商品に関して、及び適切な場合には当該商品の製作又は製造において主に使用された素材及び装置に関して、適切な措置をとるよう命じることができる。
- (2) そのような措置は以下のものを含む：
 - (a) 権利侵害の事実の宣言；
 - (b) 商業経路からの回収；
 - (c) 権利を侵害している資産からの当該商品の剥奪；
 - (d) 商業経路からの決定的な排除；又は
 - (e) 製品及び／又は素材及び装置の廃棄；
- (3) 本裁判所は、これらの措置を侵害者の費用負担で実行するよう命じる。ただしそうすべきでない特定の理由が示された場合を除く。
- (4) 本条に規定される是正措置要請の考慮においては、権利侵害の深刻度と命じられる救済策の均衡の必要性、問題の当事者が対象物を非侵害の状態に転換する意思、及び第三者の利益を考慮しなければならない。

第 65 条

特許の有効性に関する判決

- (1) 本裁判所は、特許取消又は取消を求める反訴についての訴訟に基づき、特許の有効性の判決を下す。
- (2) 本裁判所は、EPC 第 138 条(1)及び 139 条(2)に規定される根拠においてのみ、特許の全部又は一部を取り消すことができる。
- (3) EPC 第 138 条(3)に規定される場合を除き、取消の根拠が当該特許の一部にのみ影響を与える場合、当該特許は、対応する請求の修正により限定され、一部が取り消される。
- (4) 特許が取り消された部分については、当初から EPC 第 64 条及び第 67 条に定める効力を有さなかったものとみなされる。
- (5) 本裁判所が最終判決において特許の全部又は一部を取り消した場合、本裁判所は、

当該判決の写しを欧州特許庁に送付する。欧州特許に関しては、該当する締約国の国内特許庁にもこれを送付する。

第 66 条

欧州特許庁の決定に関する裁判所の権限

- (1) 第 32 条(1)(i)により提起された訴訟において、本裁判所は、規則(EU) No 1257/2012 第 9 条に従って欧州特許庁に委託された権限を行使することが出来る。これには単一特許保護の登録簿の訂正が含まれる。
- (2) 第 32 条(1)(i)により提起された訴訟において、当事者は、第 69 条を逸脱して、自身の費用を負担する。

第 67 条

情報の伝達を命じる権限

- (1) 本裁判所は、申立人の正当かつ適切な要請に対し、かつ、手続規則に従い、侵害者が以下の情報を申立人に知らせるよう命じることができる：
 - (a) 侵害している製品又は方法の出所及び流通経路；
 - (b) 生産、製造、納入、受領又は受注した数量及び当該製品の価格；及び
 - (c) 侵害している製品の生産又は流通、又は侵害している方法の使用に関与する第三者の身元
- (2) 本裁判所は、手続規則に従い、以下のことを行っている第三者に対しても、(1)に規定される情報を申告人に提供することを命じることができる：
 - (a) 商業規模で侵害製品を所有している、又は商業規模で侵害方法を使用していることがわかった者
 - (b) 権利を侵害している活動において使用されているサービスを商業規模で提供していることがわかった者
 - (c) (a)又は(b)に規定された者によって、当該製品又は方法の生産、製造もしくは販売、又は当該サービスの提供への関与が示された者。

第 68 条

損害賠償

- (1) 本裁判所は、損害を受けた当事者の要請があった場合、それと知りながら、又は知ることができる合理的な根拠がありながら特許を侵害する行動をとっていた侵害者に対し、当該侵害の結果実際に発生した損害に見合う賠償金を、当該損害を受けた当事者に支払うよう命じる。
- (2) 損害を受けた当事者は、権利の侵害が発生しなければそうであつたであろう立場に可能な限り回復される。侵害者は、侵害から恩恵を受けてはならない。ただし、損害賠償金は懲罰的であつてはならない。
- (3) 本裁判所が損害額を設定する場合：
 - (a) 損害を受けた当事者が被つた逸失利益などの経済的悪影響、侵害者が得た不公正な利益、及び適切な場合には、当該侵害によって損害を受けた当事者に引き起こされた道徳的損害などの非経済的要因等、すべての適切な側面を考慮する；又は
 - (b) (a)に代わるものとして、適切な場合には、仮に侵害者が当該特許の使用許諾を要請していた場合に支払われていたであろうロイヤルティ又は手数料の金額などを最低基準とした一括金を、損害賠償金として設定することができる。
- (4) 侵害者が、それと知りながら、又は知ることができる合理的な根拠がありながら特許を侵害する行動をとつてはいなかつた場合には、本裁判所は、利益の回復又は補償金の支払を命じることができる。

第 69 条

訴訟費用

- (1) 衡平法により別途義務づけられる場合を除き、勝訴当事者に発生した合理的かつ相応な訴訟費用その他の費用は、原則として、手続規則に従つて規定される上限額までの範囲において敗訴当事者が負担する。
- (2) 当事者が部分的にしか勝訴とならなかつた場合又は例外的な状況において、本裁判所は、訴訟費用を平等に分担させるか、又は各当事者が自身の費用を負担するよう命じることができる。
- (3) 当事者は、裁判所又は他方当事者に不必要な費用を発生させた場合には、それを負担する。
- (4) 被告から要請があつた場合、本裁判所は申立人に対し、申立人が支払い責任を有

する可能性のある被告の被る訴訟費用その他の費用について、十分な担保を提供するよう命じることができる。当該費用は、特に第 59 条から第 62 条に規定される場合においては、申立人が支払責任を有する場合がある。

第 70 条

裁判所の料金

- (1) 本裁判所で訴訟手続を行う当事者は、裁判所料金を支払う。
- (2) 手続規則が別途定める場合を除き、裁判所料金は前払いとする。所定の裁判所料金を支払っていない当事者は、当該訴訟へのその後の参加から除外されることがある。

第 71 条

法的支援

- (1) 自然人で、かつ、訴訟費用の全部又は一部を支払うことのできない者は、いつでも、法的支援を申請することができる。法的支援付与のための条件は、手続規則に定められる。
- (2) 本裁判所は、法的支援を全額又は部分的に付与するか否か、又はそれを拒否するかを、手続規則に従って決定する。
- (3) 本裁判所から提案があった場合、管理委員会は、法的支援の費用を負担する際の水準及び規則を設定する。

第 72 条

限定期間

- (1) 第 24 条 (2)及び(3)に規定される場合を除き、あらゆる形態の経済的補償に関連する訴訟については、申立人が、当該訴訟を正当化する事実を認識した日、又は認識する合理的根拠を有した日から 5 年以上が経過した後は、これを提起することができない。

第 V 章 — 控訴

第73条

控訴

- (1) 訴訟の全部又は一部に敗訴した当事者は、第一審裁判所の判決に対する控訴を、当該判決を通知された日から2月以内に、控訴裁判所に提起することができる。
- (2) 訴訟の全部又は一部に敗訴した当事者は、第一審裁判所の命令に対する控訴を控訴裁判所に提起することができる：
 - (a) 第49条(5)、第59条から第62条及び第67条に規定される命令に対して、申立人への命令の通知より15暦日以内に；
 - (b) (a)に規定される以外の命令に対して：
 - (i) 判決と共に、又は
 - (ii) 本裁判所が控訴を認めるときは、それを有効とする本裁判所の決定の通知から15日以内に。
- (3) 第一審裁判所の判決に対する控訴は、法律及び事実の観点に基づくことができる。
- (4) 新たな事実及び新たな証拠は、手続規則に従い、当該当事者によるそれらの提出が第一審裁判所における手続中には合理的には期待できなかった場合にのみ、導入することができる。

第74条

控訴の効果

- (1) 控訴は、一方当事者の動機づけられた要請に応じて控訴裁判所が別途決定する場合を除き、停止効果を有さない。手続規則はかかる決定が遅滞なく行われることを保証する。
- (2) (1)に関わらず、取消を求める訴訟又は反訴及び第32条(1)(i)に基づく訴訟の判決に対する控訴は、常に停止効果を有する。
- (3) 第49条(5)、第59条から第62条及び第67条に規定される命令に対する控訴は、主たる訴訟の継続を妨げない。ただし、本裁判所は、控訴された命令に関する判決が出る前に、主たる訴訟における最終判決を下してはならない。

第75条

控訴に関する判決と差し戻し

- (1) 第73条に規定される控訴に十分な根拠がある場合、控訴裁判所は、第一審裁判所の判決を取り消し、最終判決を下す。控訴裁判所は、例外的な場合には手続規則に従い、当該訴訟を第一審裁判所に差し戻して判決を仰ぐことができる。
- (2) (1)に従って訴訟が第一審裁判所に差し戻された場合、当該訴訟は、法的には、控訴裁判所の判決に拘束される。

第VI章 - 判決

第76条

判決の根拠と審問を受ける権利

- (1) 本裁判所は、当事者が提出した要請に従って判決を下す。本裁判所は要請された以上の判決は下さない。
- (2) 本案に関する判決は、当事者によって提出された、又は、本裁判所の命令により訴訟に導入された根拠、事実及び証拠にのみ基づくことができる。ただし、これらの根拠、事実及び証拠は、当事者が自らの意見を表明する機会を有していたものとする。
- (3) 本裁判所は、自由、かつ独立に証拠を評価する。

第77条

形式的要件

- (1) 本裁判所の判決及び命令は、手続規則に従い、論証され書面により付与される。
- (2) 本裁判所の判決及び命令は、手続言語により交付される。

第78条

本裁判所の判決及び反対意見

- (1) 本裁判所の判決及び命令は、裁判所規程に従い、合議体の過半数により決定される。同数票の場合には、裁判長の票が決定票となる。
- (2) 例外的状況において、合議体の判事は、本裁判所の判決とは別に反対意見を述べることができる。

第79条

和解

当事者は、訴訟期間中いつでも、当事者間の和解により訴訟を終わらせることができる。和解は、裁判所の判決で承認される。和解においては、特許は、完全に又は部分的に無効とすることはできない。

第80条

判決の公表

本裁判所は、申立人の要請に応じて、かつ侵害者の費用負担で、判決に関する情報を広く知らしめるために、判決の全部又は一部を公共媒体に表示、又は公表するなど、適切な措置を命じることができる。

第81条

再審

- (1) 最終判決後の再審請求は、次のような状況において、例外的に控訴裁判所に対して行うことができる：
 - (a) 再審を請求する当事者が、判決が下された時点では知らなかったが、特に、国内裁判所の最終判決により刑法上有罪であるとされた根拠に関する決定的要因となる性質の事実を発見した場合、又は
 - (b) 基本的な手続上の不備があった場合。特に、本裁判所に出廷しなかった被告に、訴訟開始の文書又はこれと同等の文書が、防御の手配をするのに十分な時間と方法をもって送達されていなかった場合。
- (2) 再審請求は、判決日から10年以内になされるものとするが、新たな事実又は手続上の不備が発見された日からは2月以内になされなければならない。かかる請求は、控訴裁判所が別途判決する場合を除き、停止効果を有さない。
- (3) 再審請求に根拠がある場合、控訴裁判所は、審理される判決の全部又は一部を保留とし、手続規則に従って、新たな審理と判決のための訴訟を再開する。
- (4) 審理される判決の主題である特許を使用しており、善意で行動している者は、継続使用を許される。

第 82 条

判決の執行

- (1) 本裁判所の判決及び命令は、いずれの締約国においても執行可能であるものとする。判決の執行命令は、本裁判所の判決に添付される。
- (2) 適切な場合には、判決の執行は、特に差止命令の場合、被った侵害の補償を確実にするための担保もしくは同等の保証証書の提供を条件とすることができる。
- (3) 本協定及び裁判所規程に規定された場合を除き、執行手続は、判決が執行される締約国の国内法に準拠する。本裁判所の判決は、執行がなされる締約国で下される判決と同様の条件で執行される。
- (4) 当事者が本裁判所の命令の条件を遵守しない場合、当該当事者は、本裁判所に対する定期的な罰金の支払いの制裁を受ける場合がある。個々の罰則は、執行される命令の重要性に釣り合ったものとし、当該当事者が賠償金又は担保を請求する権利を損なうことなく命じられる。

第 IV 部 - 移行に関する条項

第 83 条

移行体制

- (1) 本協定の発効日後 7 年間の移行期間中は、欧州特許の侵害訴訟又は取消訴訟又は欧州特許により保護された製品に対して発行される補完的保護証明書侵害訴訟又は無効確認訴訟を、国内裁判所又は他の国内当局に対して提起することができる。
- (2) 移行期間終了時に国内裁判所で係属中の訴訟は、移行期間満了による影響を受けない。
- (3) 本裁判所で既に訴訟を開始している場合を除き、(1)の移行期間及び該当する場合には(5)の移行期間の満了よりも前に付与された又は出願された欧州特許の所有者又は出願人は、欧州特許により保護された製品に対して発行される補完的保護証明書の保有者と同様に、本裁判所の専属管轄に対する適用除外を受けることが出来る。この目的のためには、遅くとも移行期間満了の 1 ヶ月前までに、専属管轄の適用除外を登記部に通知しなければならない。この適用除外は、登記部への登録に基づいて効力を発する。
- (4) 国内裁判所ですでに訴訟が開始された場合を除き、(3)に従って適用除外を行った

欧州特許の所有者又は出願人又は欧州特許により保護された製品に対して発行される補完的保護証明書の保有者は、いつでも、その適用除外を撤回する権利を有する。その場合には、登記部にその旨を通知しなければならない。この適用除外の撤回は登記部への登録に基づいて効力を発する。

- (5) 本協定の発効から5年後に、管理委員会は、特許制度の利用者に対する広範囲の意見聴取、及び、(1)に従い依然として国内裁判所に対して侵害訴訟又は取消訴訟又は無効の確認訴訟が提起されている、欧州特許及び欧州特許により保護された製品に対して発行される補完的保護証明書の件数と、その理由と意味について調査を行う。その意見聴取及び本裁判所の意見に基づき、管理委員会は、7年を上限として移行期間を延長することを決定してもよい。

第V部 — 最終条項

第84条

署名、批准及び加盟

- (1) 本協定は、全ての欧州連合加盟国による署名のために2013年2月19日に開放される。
- (2) 本協定は、欧州連合加盟国のそれぞれの憲法上の要件に従い、批准されなければならない。批准証書は、欧州連合理事会事務局（以下、「受託部」という）に預託されるものとする。
- (3) 本協定に署名を行った各欧州連合加盟国は、欧州委員会に対して、規則(EU) No1257/2012 第18条(3)に従って、批准証書を預託した時点において、本協定への批准を通知しなければならない。
- (4) 本協定は、全ての欧州連合加盟国による加盟を受け入れる。加盟証書は、受託部に預託されるものとする。

第85条

受託部の役割

- (1) 受託部は、本協定の証明済みの真正の写しを作成し、あらゆる署名を行った又は加盟する欧州連合加盟国の政府に対して、それを送付する。
- (2) 受託部は、署名を行った又は加盟する欧州連合加盟国の政府に次の事項を連絡する。

- (a) 全ての署名
 - (b) 全ての批准証書又は加盟証書の預託
 - (c) 本協定の発行日
- (3) 受託部は、本協定を国連事務局へ登録する。

第 86 条

本協定の期間

本協定には期間の定めはない。

第 87 条

改正

- (1) 本協定の発効から 7 年後, 又は 2000 件の侵害訴訟の判決が本裁判所により行われたときのいずれか遅い方の時点において, その後は必要に応じて定期的に, 管理委員会は, 本裁判所の機能, 効率性及び費用対効果について, 及び, 本裁判所の判決の品質における特許制度の利用者の信頼性と信用性について, 特許制度の利用者に対して広範囲にわたる意見聴取を実行する。この意見聴取及び本裁判所の意見に基づき, 管理委員会は, 本裁判所の機能の改善のために本協定の改正を決定することができる。
- (2) 管理委員会は, 特許又は欧州連合法に関連する国際条約に一致するよう, 本協定を修正することができる。
- (3) (1)及び(2)に基づく管理理事会の決定は, その決定日から 12 月以内に, 締約国が, 関連する内部意思決定手続に基づいて, その決定による拘束を希望しない旨の宣言をしたときは, 効力を発しない。その場合, 当該締約国の再検討会議が招集される。

第 88 条

本協定の言語

- (1) 本協定は, 1 通の原本により, 英語, フランス語及びドイツ語で作成され, すべてのテキストが同等に真正であるものとする。

- (2) (1)によって特定される言語以外の締約国の公用語によって作成された本協定のテキストは、管理委員会によって承認されたときは、公式のテキストとみなされる。異なるテキストの間で相違がある場合には、(1)で規定されるテキストが優先する。

第 89 条

効力の発生

- (1) 本協定は、2014 年 1 月 1 日、又は第 84 条に従って、本協定の署名が行われた年の前年に有効であった欧州特許件数が最も多い 3 の欧州連合加盟国を含む 13 番目の批准証書又は加盟証書の預託日から 4 月目の最初の日、又は本協定に関連する規則(EU) No 1215/2012 の改正の発効日から 4 月目の最初の日、いずれか遅い日に発効する。
- (2) 本協定の発効の後の批准又は加盟は、批准証書又は加盟証書の預託から 4 月目の最初の日発効する。

以上の証として、本件に関し正式に権限を与えられた下記署名人は、本協定に署名した。

ブリュッセルにて、2013 年 2 月 19 日に、すべてのテキストが同等に真正である英語、フランス語及びドイツ語で、欧州連合理事会事務局に預託される一通の写しにて

統一特許裁判所の裁判所規程

第 1 条

裁判所規程の適用範囲

裁判所規程は、本協定第 1 条に基づき設立される統一特許裁判所の制度的及び財政的取り決めを定める。

第 I 章 — 判事

第 2 条

判事の資格

- (1) いかなる者であれ、締約国の国籍を有し、本協定第 15 条及び裁判所規程が要求する条件を満たす者は、判事として任命されることができる。
- (2) 判事は、欧州特許庁の公式言語の少なくとも 1 つに堪能でなければならない。
- (3) 本協定第 15 条(1)に従って任命のために証明される必要のある特許訴訟経験は、本裁判所規定第 11 条(4)(a)の下での研修によって獲得することができる。

第 3 条

判事の任命

- (1) 本協定第 16 条に定める手続に従い、判事を任命する。
- (2) 欠員は公表され、第 2 条において規定される該当する適格基準が示される。諮問委員会は、本裁判所の判事の職務を遂行するための候補者の適格性について意見を述べる。当該意見によって最も適切な候補者の名簿が作成される。この名簿には、補充すべき欠員の少なくとも 2 倍の数の候補者を記載しなければならない。必要に応じて、諮問委員会は、任命の決定に先立ち、候補の判事が第 11 条(4)(a)に従って特許訴訟研修を受講することを推奨することができる。
- (3) 判事を任命する際、管理委員会は、最適な法的及び技術的専門知識、及び、地理的にできるだけ広範囲の締約国の国籍を有する者による均衡のとれた構成を確保

する。

- (4) 管理委員会は、本裁判所が十分に機能するために必要な数の判事を指名する。当初、管理委員会は、第一審裁判所の各部に少なくとも1つの合議体、控訴裁判所に少なくとも2つの合議体を設置するのに必要な数の判事を任命する。
- (5) 常任又は非常勤の法律系判事、及び常任の技術系判事を指名する管理委員会の決定には、各判事が任命される本裁判所の審級及び／又は第一審裁判所の部、及び技術系判事が指名される技術分野を記載する。
- (6) 本裁判所の判事として非常勤の技術系判事を指名し、個別の資格及び経験に基づき判事プールに含める。これらの判事の本裁判所への任命により、すべての技術分野が確実に対象範囲となるようにする。

第4条

判事の任期

1. 判事は、任命書に記された日から起算して6年の任期で任命され、再任可能とする。
2. 日付に関する条項がない場合には、当該任命書の日付を任期の開始日とする。

第5条

諮問委員会の委員の任命

- (1) 各締約国は、本協定第14条(2)の要件を満たす諮問委員会の委員を推薦する。
- (2) 諮問委員会の委員は、共通の合意によって行動する管理委員会によって任命される。

第6条

誓約

各判事は、その職務に就く前に、公開法廷において自らの職務を公平かつ誠実に遂行し、本裁判所の審議の秘密を保持することを誓約する。

第7条

公平性

- (1) 各判事は誓約を行った直後に宣言書に署名する。それにより、その任期中及び任期後において職務から生じる義務、特に、任期終了後に特定の役職又は利益を受け入れることに関して、正直に、かつ思慮深く行動する義務を厳粛に引き受ける。
- (2) 判事は、自らが以下に該当する状況である場合には、審理に参加してはならない。
 - (a) 顧問の役割を果たしている場合。
 - (b) 当事者である場合、又は一方の当事者のために行動してきた場合。
 - (c) 裁判所、法廷、審査会、仲裁又は調整委員会、調査委員会その他の構成員として表明するよう要請されている場合。
 - (d) 当該訴訟又は当事者の一人に関連して、個人的に又は経済的に利害関係がある場合。
 - (e) 当事者の一人又は当事者の代表と、家族関係にある場合。
- (3) 何らかの特別な理由により、判事が特定の訴訟の判決又は調査に参加すべきではないと考える場合、それを控訴裁判所長官に知らせる。第一審裁判所の判事である場合には第一審裁判所長官に知らせる。控訴裁判所長官が、第一審裁判所の判事の場合は第一審裁判所長官が、なんらかの特別な理由である判事が特定の訴訟の判事を務めるべきではないと考える場合、控訴裁判所長官又は第一審裁判所長官は、書面でその根拠を示し、当該判事にその旨を通知する。
- (4) 訴訟の当事者は、(2)に規定されたいずれかの理由によって、又は判事が不公平であるとの疑念を抱く十分な理由がある場合に、当該判事に異議を申し立てることができる。
- (5) 本条の適用に関して困難が生じた場合には、手続規則に従い、理事会の決定により解決する。当該判事は審問されるが、審議に参加してはならない。

第8条

判事の免責特権

- (1) 判事は、訴訟から免責される。判事は、任期を終えた後も、自らの公的資格に関連する自らの行為に関して免責特権を享受する。
- (2) 理事会は、当該免責特権を放棄することができる。
- (3) 免責特権が放棄され、判事に対して刑事訴訟が起こされた場合、当該判事は、いかなる締約国においても、国内司法の最高峰の裁判官を審理する能力を有する裁

判所によってのみ審理されるものとする。

- (4) 特権及び法的免除に関する欧州連合の議定書は、裁判所規程に定める判事の訴訟に関する免責特権に関連する条項に規定される場合を除いて、本裁判所の判事に適用される。

第9条

職務の終了

- (1) 第4条による通常の任期満了又は死亡による場合の他に、判事の職務は辞任によって終了する。
- (2) 判事が辞任する場合、辞表は控訴裁判所長官宛てとして、又は第一審裁判所の判事の場合には第一審裁判所長官宛てとして、管理委員会の議長に提出する。
- (3) 第10条が適用される場合を除き、判事は、後継者が就任するまで職務を継続する。
- (4) 欠員が生じた場合には、新たな判事が指名され、その前任者の残りの期間の職務に就く。

第10条

解任

- (1) 判事は、理事会が、当該判事がもはや必要条件を満たさないか、職務上の義務を果たすことができないと判断した場合にのみ、その職務から解任され、又は他の利益を剥奪される。当該判事は、審問されるが、審議に参加してはならない。
- (2) 本裁判所の登記官は、当該決定を管理委員会の議長に伝える。
- (3) 判事の解任が決定した場合、欠員はこの後者の通知により発生する。

第11条

研修

- (1) 本協定第19条に従い設定された研修の枠組み内で、判事の適切かつ定期的な研修を行う。理事会は、研修の実行と全体的な一貫性を確保するため、研修に関する規則を採択する。
- (2) 研修の枠組みは、特に以下の手段を通じて、専門知識の交換のためのプラットフォーム

ホームと討議のためのフォーラムを提供する。

- (a) コース, 会議, セミナー, ワークショップ, シンポジウムの企画
 - (b) 知的財産権分野における国際機関及び教育機関との協力
 - (c) 一層の職業訓練の推進と支援
- (3) 年間の訓練プログラムと研修のガイドラインを作成する。そこには研修規則に従って各判事の主要な研修ニーズを特定した年間研修計画を記載する。
- (4) 研修の枠組みは, さらに,
- (a) 判事候補及び本裁判所に新たに任命された判事にとって適切な研修を確保し,
 - (b) 代理人, 弁理士及び本裁判所の間での協力を容易にすることを目的としたプロジェクトを支援する。

第 12 条

報酬

管理委員会は, 控訴裁判所長官, 第一審裁判所長官, 判事, 登記官, 副登記官及び職員の報酬を定める。

第 II 章 — 組織に関する条項

セクション 1 — 共通条項

第 13 条

控訴裁判所長官

- (1) 控訴裁判所長官は, 控訴裁判所のすべての判事により, 3 年の任期で控訴裁判所判事の中から選出される。控訴裁判所長官は 2 度まで再選出されることができる。
- (2) 控訴裁判所長官の選出は秘密投票によって行う。ある判事が絶対多数を獲得すれば, その判事が選出される。絶対過半数を獲得した判事がない場合には 2 度目の投票を行い, 最大票を獲得した判事が選出される。
- (3) 控訴裁判所長官は, 控訴裁判所の司法活動及び管理を指示し, 大法廷としての控訴裁判所の議長を務める。

- (4) 控訴裁判所長官について、その職務の満了日前に欠員となった場合には、残りの任期を務める後継者を選出する。

第 14 条

第一審裁判所長官

- (1) 第一審裁判所長官は、第一審裁判所のすべての常任判事により、3年の任期で判事の中から選出される。第一審裁判所長官は2度まで再選出されることができる。
- (2) 第一審裁判所の初代長官は、中央部が設置される締約国の国民である。
- (3) 第一審裁判所長官は、第一審裁判所の司法業務と管理業務の監督を行う。
- (4) 第13条(2)及び(4)は、第一審裁判所長官にも準用される。

第 15 条

理事会

- (1) 理事会は、議長を務める控訴裁判所長官、第一審裁判所長官、控訴裁判所の判事の中から選出された判事2名、第一審裁判所の判事の中から選出された常任判事3名、及び、議決権を有さない構成員としての登記官から構成される。
- (2) 理事会は、裁判所規程に従って職務を遂行する。理事会は、自らの責務を損なうことなく、特定の職務をその構成員の一人に委譲することができる。
- (3) 理事会は、本裁判所の管理に責任を負い、特に次のことを行う：
- (a) 本協定第41条に従い手続規則の修正提案、及び本裁判所の財務規則に関する提案を作成する；
 - (b) 本裁判所の年間予算、年間会計報告書及び年次報告書を作成し、予算委員会に提出する；
 - (c) 判事の研修プログラムに関するガイドラインを制定し、その実施を監督する；
 - (d) 登記官及び副登記官の指名及び解任の決定を行う；
 - (e) 下位登記部を含む登記部を管理する規則を定める；
 - (f) 本協定第58条(5)に従い意見を提出する；

- (4) 第7条、第8条、第10条及び第22条に規定される理事会の決定は、登記官が参加せずに行うものとする。
- (5) 理事会は、すべての構成員又はその代理人が出席しているときにのみ、有効な決定を行うことができる。決定は、過半数の得票により行われる。

第16条

職員

- (1) 本裁判所の職員その他の公務員は、控訴裁判所長官、第一審裁判所長官、判事及び登記官を補佐する職務を有する。それらの者は、控訴裁判所長官及び第一審裁判所長官の権限下で登記官に対して責任を負う。
- (2) 管理委員会は、本裁判所の職員及び他の公務員に関する職員規則を定める。

第17条

裁判官の休暇

- (1) 控訴裁判所長官は、理事会との協議の後、裁判官の休暇期間及び公的休日遵守の規則を定める。
- (2) 休暇期間中、控訴裁判所長官及び第一審裁判所長官の職務は、それぞれの長官が要請した判事がその職務につき遂行することができる。緊急の場合、控訴裁判所長官は、判事を招集することができる。
- (3) 控訴裁判所長官又は第一審裁判所長官は、適切な状況において、それぞれ控訴裁判所の判事又は第一審裁判所の判事に休暇を与えることができる。

セクション2 - 第一審裁判所

第18条

地方部又は地域部の設立と廃止

- (1) 一つ又は複数の締約国による地方部又は地域部設立の要請は、管理委員会の委員長に宛てて行うものとする。要請書には、地方部又は地域部の所在地を示さなければならない。
- (2) 管理委員会は、地方部又は地域部の設立に関して決定を行う。当該決定は、各部

の判事の人数を示すものとし、公表される。

- (3) 管理委員会は、地方部を設立する締約国又は地域部に参加している締約国の要請があった場合には、当該地方部又は地域部の廃止を決定する。地方部又は地域部の廃止に関する決定には、当該部に新たな訴訟を提起できなくなる日付及び当該部が存在しなくなる日付を記載する。
- (4) 地方部又は地域部が存在しなくなる日付以降、当該地方部又は地域部に配属されていた判事は、中央部に配属され、当該地方部又は地域部で未だに係属中の訴訟は、下位登記部及びそのすべての文書と共に、中央部に移転される。

第 19 条

合議体

- (1) 判事の割当て及び部内での訴訟の合議体への担当は、手続規則により定める。合議体の判事のうち 1 名は、手続規則に従って裁判長に任命される。
- (2) 合議体は、手続規則に従い、1 名又は複数の判事に対して特定の職務を委譲することができる。
- (3) 手続規則に従い、各部に緊急の訴訟を審理する常設の判事を任命することができる。
- (4) 単独の判事が本協定第 8 条(7)に従って訴訟を審理した場合、又は、本条(3)に従って常設の判事が訴訟を審理した場合、当該判事は、合議体のすべての職務を遂行する。
- (5) 合議体の判事のうち 1 名は、手続規則に従い、主任判事の役割を果たす。

第 20 条

判事プール

- (1) 判事プールに記載される判事の名簿は、登記官が作成する。当該名簿には、各判事に関して少なくとも、言語能力、技術及び経験の分野、並びに当該判事が以前に扱った訴訟を記載する。
- (2) 判事プールから判事を割り当てるために第一審裁判所の長官宛になされる要請には、特に、訴訟の主題、合議体の判事が使用する欧州特許庁の公式言語、手続言語及び必要とされる技術分野を記載する。

セクション 3 — 控訴裁判所

第 21 条

合議体

- (1) 判事の割当て及び訴訟の合議体への担当は、手続規則により定める。合議体の判事のうち 1 名は、手続規則に従って裁判長に任命される。
- (2) ある訴訟が格別に重要であり、特に、その判決が本裁判所の法体系の統一性及び一貫性に影響を与える可能性がある場合、控訴裁判所は、裁判長からの提案に基づき、当該訴訟を大法廷に付託する決定を行うことができる。
- (3) 合議体は、手続規則に従い、1 名又は複数の判事に対して特定の職務を委譲することができる。
- (4) 合議体の判事のうち 1 名は、手続規則に従い、主任判事の役割を果たす。

セクション 4 — 登記部

第 21 条

登記官の指名及び解任

- (1) 理事会は、本裁判所の登記官を任期 6 年として任命する。登記官は、再任可能とする。
- (2) 登記官の任命を行うと定められた日の 2 週間前に、控訴裁判所長官は、当該役職について提出された申請書を理事会に報告する。
- (3) 登記官は、その職務に就く前に、公平かつ誠実に職務を遂行することを理事会の前で誓約する。
- (4) 登記官は、その職務から生じる義務を果たせなくなった場合にのみ解任される。理事会は、登記官への聴取を行った後に決定を行う。
- (5) 登記官の役職が、通常の任期満了日の前に欠員となった場合、理事会は、6 年間の任期で新たな登記官を任命する。
- (6) 登記官が不在又はその出席が妨げられる場合、又はその役職が欠員である場合、控訴裁判所長官は、理事会と協議の後、本裁判所職員の 1 人を登記官の職務遂行の目的で指名する。

第 23 条

登記官の職務

- (1) 登記官は、本裁判所、控訴裁判所長官、第一審裁判所長官及び判事が、各々の職務を遂行する際に補佐する。登記官は、控訴裁判所長官の権限下で、登記部の組織と活動に責任を負う。
- (2) 登記官は、特に次のことに責任を負う：
 - (a) 本裁判所のすべての訴訟の記録を記載した登記簿の保持；
 - (b) 本協定第 18 条, 第 48 条(3)及び第 57 条(2)に従い作成された名簿の保持と管理；
 - (c) 本協定第 83 条に従った適用除外の通知及び取下の一覧の保持と公表；
 - (d) 秘密情報の保護を前提とした上での本裁判所の判決の公表；
 - (e) 統計データを記載した年次報告書の公表；及び
 - (f) 本協定第 83 条に従った適用除外に関する情報の欧州特許庁への確実な通知。

第 24 条

登記簿の維持

- (1) 本裁判所の登記簿の維持に関する詳細な規則は、理事会が採択する登記部の管理規則に定める。
- (2) 登記部の文書を利用するための規則は、手続規則に定める。

第 25 条

下位登記部と副登記官

- (1) 副登記官は、理事会により 6 年の任期で任命される。副登記官は、再任可能とする。
- (2) 第 17 条(2)から(6)が準用される。
- (3) 副登記官は、登記官及び第一審裁判所長官の権限下で、下位登記部の組織及び活動に責任を負う。副登記官の職務には、特に、次のことが含まれる。
 - (a) 第一審裁判所の関連裁判所におけるすべての訴訟記録の保持

- (b) 第一審裁判所の関連裁判所のすべての訴訟についての登記部への通知
- (4) 副登記官は、第一審裁判所の各部に対し、管理業務及び事務業務の補佐も提供する。

第 III 章 ー 財務条項

第 26 条

予算

- (1) 予算は、理事会の提案に基づいて予算委員会が採択する。予算は、裁判所規定第 33 条に従って制定される財務規則に定める一般に受け入れられる会計原則に従い作成される。
- (2) 理事会は、予算内であれば、財務規則に従い、様々な項目又は副項目間で資金を移動させることができる。
- (3) 登記官は、財務規則に従った予算の実行に責任を負う。
- (4) 登記官は、予算の実行に関して、直前会計年度の財務諸表に関する報告書を毎年作成し、理事会がこれを承認する。

第 27 条

支出の承認

- (1) 予算に入れられた支出は、財務規則が別途定める場合を除き、1 会計期間について承認される。
- (2) 会計年度末時点で支出されていない人件費関連以外の予算は、財務規則に従って繰り延べることができるが、翌会計年度末を超えないものとする。
- (3) 予算は、支出の種類及び目的に従って異なる項目の下に設定される。必要な場合には、財務規則に従ってさらに分類される。

第 28 条

予測不能な支出への予算配分

- (1) 本裁判所の予算には、予測不能な支出への配分を含めることができる。

- (2) 本裁判所によるそのような予算配分の採用は、予算委員会の事前の承認を条件とする。

第 29 条

会計期間

会計期間は、1月1日から12月31日までとする。

第 30 条

予算案の作成

理事会は、財務規則に定める日付までに、予算委員会に対し、本裁判所の予算案を提出する。

第 31 条

暫定予算

- (1) 会計期間の開始時に、予算委員会が予算を採択していない場合には、支出は各項目又はその他の予算分類ごとに、財務規則に従い、月次ベースで直前の会計期間の予算額の12分の1の額まで実行することができる。ただし、そのようにして理事会が使用可能となる予算は、予算案に記載された予算額の12分の1を超えないものとする。
- (2) 予算委員会は、(1)に定めるその他の規定の遵守を条件として、直前の会計期間の予算額の12分の1を超える支出を承認することができる。

第 32 条

会計監査

- (1) 本裁判所の年次財務諸表は、独立の監査人が監査する。監査人については予算委員会が任命し、必要な場合にはこれを解任する。
- (2) 監査は専門的な監査基準に基づき、必要な場合には現場で行われるものとし、予算が合法的かつ適正な方法で実行されていること、及び本裁判所の財務管理が経済原則及び健全な財務管理原則に従って実施されていることを確認する。監査人

は、各会計期間末に、署名済みの監査意見を含む報告書を作成する。

- (3) 理事会は予算委員会に対し、本裁判所の年次財務諸表及び直前会計年度の年次予算実施報告書を、監査人の報告書と共に提出する。
- (4) 予算委員会は、監査報告書と共に年次報告書を承認し、理事会を予算実施の職務から解放する。

第 33 条

財務規則

- (1) 財務規則は、管理委員会が採択する。また、本裁判所の提案に基づいて、管理委員会が改正する。
- (2) 財務規則は、特に次のことを定める。
 - (a) 予算の策定及び実施並びに財務諸表の提出と監査に関する取り決め
 - (b) 本協定第 37 条に規定される当所の財務拠出金を含む、支出と拠出を本裁判所が利用できるようにする方法と手続
 - (c) 権限を与える役員および会計担当役員の責任並びにそれらの者の監督に関する取り決めについての規則
 - (d) 予算及び年次財務諸表が基づくところの一般に認められた会計原則

第 IV 章 – 手続条項

第 34 条

審議の秘密性

本裁判所の審議は秘密とされ、その秘密性を保持する。

第 35 条

判決

- (1) 合議体が偶数の判事で構成される場合、本裁判所の判決は、合議体の過半数により決定される。同数票の場合には、裁判長の票が決定票となる。
- (2) 合議体の判事の一人が出席できない場合、手続規則に従って別の合議体の判事が

招集される。

- (3) 裁判所規程により、控訴裁判所が大法廷で判決を下すことが定められている場合、そのような判決は、大法廷を構成する判事の4分の3以上の賛成票を得た場合にのみ有効となる。
- (4) 本裁判所の判決書には、当該訴訟の判決を下した判事の名前を記載する。
- (5) 判決書には、当該訴訟の判決を下した判事、控訴裁判所の判決に対しては登記官、及び第一審裁判所の判決に対しては副登記官が署名する。判決書は、公開法廷で読み上げられる。

第36条

反対意見

本協定第78条に従って合議体の判事が別途表明する反対意見は、書面によるものとし、その根拠を述べ、意見を表明する判事が署名しなければならない。

第37条

欠席裁判の判決

- (1) 訴訟の当事者の要請に基づき、他方の当事者が、訴訟提起の書類又はそれと同等の書類を受領した後に、防御のための書面を提出せず、口頭審理にも出廷しない場合には、手続規則に従い、欠席裁判の判決を下すことができる。欠席裁判の判決を下された当事者に当該判決が通知されてから1月以内であれば、当該判決に対する異議申立を届け出ることができる。
- (2) 本裁判所が別途決定する場合を除き、当該異議申立は、欠席裁判の判決の執行を中止させる効果を有さない。

第38条

欧州連合司法裁判所に照会される質問

- (1) 欧州連合域内の先決裁定に関する付託のために欧州連合司法裁判所が設定した手続を適用する。
- (2) 第一審裁判所又は控訴裁判所は、欧州連合運営条約又は欧州連合条約の解釈に関する質問、又は欧州連合機関の行為の有効性又は解釈に関する質問について欧州

連合司法裁判所に付託する場合にはいつでも、訴訟を中止する。

中央部における訴訟の分配¹⁵

ロンドン支部	パリ	ミュンヘン支部
	長官室	
(A) 生活必需品	(B) 処理操作, 運輸	(F) 機械工学, 照明, 加熱, 武器, 爆破
(C) 化学, 冶金	(D) 繊維, 紙	
	(E) 固定構造物	
	(G) 物理学	
	(H) 電気	

¹⁵ 8 のセクション (A から H) への分類は, 世界知的所有権機関の国際特許分類に基づく (<http://www.wipo.int/classifications/ipc/en/>)。